

公益財団法人東海村文化・スポーツ振興財団役員及び評議員の報酬及び 費用弁償に関する規程

平成 2 9 年 4 月 1 日一部改正

(目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人東海村文化・スポーツ振興財団（以下「振興財団」という。）の役員及び評議員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において役員とは理事、監事をいう。

(報酬)

第 3 条 役員及び評議員（東海村の常勤の特別職及び一般の職員で役員及び評議員を兼ねるものを除く。）の報酬は、別表に掲げる額とする。

2 前項のうち、月額報酬の支給方法及び支給期日については、東海村職員の給与に関する条例（昭和 32 年条例第 63 号）を準用する。

(費用弁償)

第 4 条 振興財団の役員及び評議員がこの法人の業務のため旅行したとき、又は会議等に出席したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

(旅費)

第 5 条 旅費は、東海村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和 32 年東海村条例第 67 号）第 9 条「別表第 2」の規定によるものとし、その旅費は副村長相当額とする。

2 旅費の支給方法は、東海村職員等の旅費に関する条例（昭和 54 年条例第 6 号）の規定による。

(通勤手当)

第 6 条 常勤の理事が勤務のため、その住居と勤務を命じられた在勤場所との間を往復する場合には、費用弁償として通勤に要する経費を一般職員の例により支給する。

2 前項に規定する経費の支給については、東海村職員の給与に関する条例（昭和 32 年条例第 63 号）の規定による。

(委任)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

附則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 1 0 6 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日（平成 2 4 年 4 月 1 日）から施行する。

別表（第3条関係）

区 分		報酬の額	
理 事 長	常 勤	月 額	239,000 円
	非常勤	日 額	11,000 円
常 務 理 事		月 額	196,000 円
副理事長・理事・監事		日 額	7,000 円
評 議 員		日 額	7,000 円